

第2回検討会等における主なご意見と今後の対応（案）

資料2

ご意見	今後の対応（案）
●議事2：第1回検討会における主なご意見と今後の対応（案）について	
① ガイドラインで想定する「規模の大きい内水氾濫」というのは、浸水深1mくらい(2mは高すぎ)のイメージではないかと思うが、ガイドライン上でどのように表現するか、検討してほしい。	・想定浸水深については、建築物の計画地又は現に存する場所における洪水等による浸水リスクの調査(洪水ハザードマップ等における想定浸水深や浸水継続時間、地形情報及び出水の経験についての過去の記録の確認等)を行ったうえで、個々の建築物における機能継続の必要性等を勘案し、設定するものと整理 ⇒【資料4】
② 外水の計画規模でのハザードマップについては98%公表されている一方、内水ハザードマップは5%しか公表されていない状態で、想定すべき浸水深の情報をどのように入手するかは課題になる。 ③ 近年のハザードマップでは、最大、1000年に1度の大雨を想定しているとのことだが、建築物での現実的な対策を考えると、30年に1度程度の大雨による浸水深が重要である。具体的な浸水深を求めることは難しいかもしれないが、換算式など方法があると良い。	・内水ハザードマップについては、想定最大規模降雨によるハザードマップの公表は5%であるが、従前より取り組んできた既往最大規模降雨等によるハザードマップは約75%で公表されている。国土交通省としても台風19号の浸水被害を踏まえ、地方公共団体へ内水ハザードマップの早期策定を改めてお願いしており、引き続き技術的な助言等により支援していく ・洪水については、想定最大規模の降雨に対応した浸水想定区域図の他に、計画規模(※)の降雨に対応した浸水想定区域図も公表することとなっている(※国管理河川：1/100～1/200程度、県管理河川1/10～1/100程度) ⇒【参考資料1】
③ 止水板と排水ポンプの組合せについて、想定外の漏水量も処理可能なポンプを設置するといった、ゆとりを持った対応を考えるべき。	・ガイドラインにおいて、排水ポンプの性能については、十分な余裕をもった排水能力を有するポンプを設置することと記載 ⇒【資料4】
●議事3：ヒアリング結果について	
④ 大雨の際に雨水貯留槽が満水になって点検口からあふれ出すような被害が起こらないように、切替弁を設け、一定量を超えると下水道本管に直接流すなど、敷地外に排水するなどの対策が必要。新築はバイパスを設ければ良いが、既存はどのように対策するか課題が残る。	・ガイドラインにおいて、雨水貯留槽が満水となる前に雨水の流入を防止する措置(流入を防止するバルブの設置)や満水時に溢水を防止する措置(雨水貯留槽の上部のマンホールその他溢水のおそれのある部分の密閉措置等)を講じることについて記載 ・既存の対策としては後者の対策が実施しやすいものと考えられる ⇒【資料3】【資料4】
⑤ マンション管理の業務は、日常管理がメイン。大雨時の対応は、実態的には管理組合側で対応する。また、24時間365日管理員がいるマンションは少なく、災害時に人がいない場合が多いはず。管理組合側で対応した成功事例があれば収集して、どのような体制だったか示してほしい。 ⑥ 対策はどのような場面で、どのような行為が許容又は要求されるのか、基本的な事項については住民間のコンセンサスに基づくルールが必要ではないか。区分所有のマンションの場合、そうした取り決めがあることが重要なポイントである。	・管理員が不在の場合、管理組合側で対応できるように事前に体制を組んでいる事例について整理 ・ガイドラインにおいて、洪水等の発生時に誰が、どのような場面で、どのような行為を行うことが許容又は要求されるのかといった基本的な事項について、平時のうちから関係者間で協議し取決めを行うことと記載 ⇒【資料3】【資料4】
⑥ 休日等に管理員が不在で、浸水防止用設備の対応者がいない場合、自動で作動する浸水防止用設備については、足腰の不自由な方への対応ができない懸念がある。マウンドアップ等の対策は、建築物のバリアフリー化と両立しないことにも留意すべき。	・ガイドラインにおいて、出入口のマウンドアップを行う際は、バリアフリーについて配慮することが望ましいと記載 ⇒【資料4】
●議事4：ガイドラインの骨子案について	
⑦ 排水系の逆止弁は、詰まる可能性があることをガイドライン上に記載すべき。	・ガイドラインにおいて、排水管等に設ける逆止弁については異物が詰まり逆流を防止できなくなるおそれがあることに留意することと記載 ⇒【資料4】
⑧ このガイドラインの浸水対策を講じても、完璧に浸水を防げるわけではない。限界がある旨を冒頭あたりに記載すべき。	・ガイドラインにおいて、はじめの項目においてガイドラインの考え方について記載 ⇒【資料4】
⑨ 「5. 浸水対策」について、設計上対策済みで自動的に対応できる部分と、事前に準備して台風時に対応が必要なものがあり、その手順の整理が必要ではないか。	・ガイドラインにおいて、浸水対策について、事前の準備で対応が完了しているものと災害時に対応が必要なもの等に分けて整理して記載 ⇒【資料4】
⑩ 「5. (3) 既存建築物の改修の留意点」について、部分的な対応をしても、他の箇所から浸水する可能性があり、改めて全体の浸水経路を確認する必要がある点を記載すべき。	・ガイドラインにおいて、新築・既存ともに浸水対策を検討するにあたって、想定浸水深、浸水継続時間や周辺の地形を踏まえて、電気設備に到るまでの浸水経路を予測し、当該浸水経路への対策を講じることが必要であると記載 ⇒【資料4】
⑪ 想定浸水深を検討することになっているが、想定時間についても検討すべきではないか。	・想定最大規模の降雨により河川が氾濫を想定した場合の浸水継続時間は、浸水想定区域と併せて公表されることとなっている(水防法施行規則第二条) ・ガイドラインにおいて、浸水継続時間の設定についても記載 ⇒【資料4】【参考資料1】
⑫ 多少の水が入ってきた際の対策については、総合技術開発プロジェクト「災害拠点建築物の機能継続技術の開発」(平成25～28年度)の報告書における設計例などが参考になる。	・ガイドラインにおいて、水防ラインを越えて浸水した際の対策について、総合技術開発プロジェクトの報告書内容を参考とするとともに、早期復旧対策として整理して記載 ⇒【資料4】
⑬ 規模の大きい内水氾濫に対する対策としては、排水対策がメインとなるのではないかと。想定する外力に対する耐力という関係を意識し整理してほしい。耐力を超えた場合は早期復旧に頼るしかない。	
⑭ 「雨水貯留槽の設置」については、今回の議論も踏まえて整理してほしい。	・雨水貯留槽について関係業界団体等にヒアリングを行い、整理 ⇒【資料3】
⑮ 目的について、「建築物の機能継続」とあるが、「居住継続」や「建物の使用の継続」としたほうが、建築物の機能が停止しても少なくとも住める状態にするという意味に合致する。 ⑯ 建物が残っており、人的被害がないのに住めないということは避けたいので、居住継続という言葉で対応するのが良い。「普通であれば住めるのに、なぜここは住めないのか」ということになるのを防ぐところがターゲットではないか、その辺りの書き方について検討すべき。	・用途によって建物の機能(居住機能など)は異なるため、ガイドラインにおいては「建築物の機能継続」という表現は残しつつ、ご指摘の建物機能の具体的内容も記載 ⇒【資料4】
⑯ 「mitigation」の観点の対策(止水板の設置など、直接、浸水被害を軽減する措置)が多く記載されているが、「preparedness」の観点の対策(浸水被害の発生時における災害弱者に対する支援など)も盛り込むべき。	・ガイドラインにおいて、浸水した場合の対策として受電設備等の早期復旧対策の他に、安否確認や備蓄した水・食料の配布といった在館者に対する支援策を記載 ⇒【資料3】【資料4】
⑰ 受電設備を建築物の上階に設置することについて、託送供給等約款を元に一般送配電事業者から断られることがあるか。	・託送供給等約款の運用状況について整理(設置場所について協議はあるが、託送供給等約款を断られることは無いことを明記)し、ガイドラインにおいて一般送配電事業者との協議が必要になる場合があることを留意することを記載 ⇒【資料4】【参考資料2】